

～妊産婦健康診査等通院交通費助成のお知らせ～

岩内町では、妊婦さんの健康と赤ちゃんの健やかな成長を願い、妊産婦健康診査時にかかる通院交通費用の一部を助成しています。

また、令和7年度からは新たに出産時にかかる通院交通費用の助成も行います。



<助成の範囲>

- ・以下の両方へ該当する方
- ①妊産婦健康診査の受診日に、岩内町に住民票がある方
- ②妊産婦健康診査を受診するため、医療機関または助産所で
岩内町が発行した妊産婦健康診査受診票を使用して受診した方

通院内容	回数
妊婦健康診査のための通院	最大14回
出産のための通院	1回
産後2週間、1か月健診のための通院	最大2回

※妊産婦健康診査受診票を使用した回数により、交通費助成回数を決定します。そのため、母子健康手帳の「妊娠中の経過」に記載されている健診受診回数と異なる場合があります。

<助成額>

- ・妊産婦健康診査を受診するためにかかる交通費として、次の表に定める額

医療機関・助産所の所在地	助成額（1往復あたり）
倶知安町	1,750円
小樽市	3,400円
札幌市	4,560円
その他の所在地	4,560円

※助成額は公共バス往復運賃より算出しています。運賃の改定により、助成額が変更になる場合があります。



<申請に必要なもの>



- ①岩内町妊産婦健康診査等通院交通費助成申請書兼請求書
 - ②母子健康手帳の写し
 - ・表紙（妊産婦氏名要記入）
 - ・妊娠中の経過
 - ・出産の状態
 - ・出産後の母体の経過
 - ③口座振替申出書
(妊産婦本人名義の金融機関についてご記入ください。妊産婦本人名義の口座をお持ちでない場合は、ご相談ください)
 - ④通帳の「振込先金融機関名（支店名含）」「名義人」「口座番号」がわかるページの写し
- ※役場窓口で申請を行う場合は、②④の写しは不要となりますので、そのままご持参ください。

<申請期限>

- ・最後に健康診査を受けた日から1年以内です。

※死産または流産の場合は、妊娠終了日から1年以内に申請願います。

※妊産婦健康診査を受診するまでに転出した場合には、転出日から1年以内に申請願います。

後日、申請の審査結果について「妊産婦健康診査等通院交通費助成決定通知」または「妊産婦健康診査等通院交通費審査決定書」を送付しますので、ご確認ください。なお、通知書等がお手元に届くまでに、申請から1か月程度かかりますのでご承知おきください。

<お問い合わせは…>

岩内町役場 健康づくり課 健康推進係 直通電話：67-7086